

令和5年度第12回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年2月27日(火) 午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	水島	寿徳
2番	松崎	博	10番	井上	昌之
4番	小林	茂	11番	中村	隆一
5番	香坂	政博	12番	橘川	均
6番	野谷	茂			

4 欠席委員

3番	西山	美佐江	9番	鈴木	透
8番	内山	昌代			

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏
主任主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

7番	水島	寿徳	10番	井上	昌之
----	----	----	-----	----	----

8 報告事項

(1) 農地法第3条の3の規定による届出について

9 議案

第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

会議の状況

【議長】

おはようございます。2月19日に秦野市で中地方農業委員会連合会の研修会がありました。出席された委員の皆様ありがとうございました。

また、2月8日には一色地区地域計画の意見交換会がありました。約20名の方が参加されまして、色々な意見が出されました。地域計画の目標地図にはまだ色が塗られていない所がありますが、今後も引き続き皆様の協力のもとでやっていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

それでは令和5年度第12回の総会を開催したいと思います。本日の出席委員は9名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第12回総会の議事録署名委員につきましては、7番水島委員、10番井上委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

今回の報告事項に入る前に、前回総会の報告事項での、農地法第5条第1項第6号の規定による届出におきまして、農地法第4条第1項第7号の規定による届出も併せて必要なのではないかというご質問をいただきました。

確認いたしましたところ、農地法第5条第1項第6号の届出のみでよいということでしたのでご報告いたします。

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地の所有権を取得する場合は農業委員会の許可が必要となりますが、相続による場合は許可の必要はなく、届出を提出していただくことになっております。

今回、相続により所有権を取得された2件の農地は、いずれも農業委員会によるあっせん等の希望がありませんでしたので、資料に地図を添付しておりませんが、No. 1の農地は二宮のラディアン花の丘公園の少し北側の位置にある土地で、相手側への届出の受理通知書については、1月17日付で発行しております。

続きまして、No. 2の農地は一色の若宮橋の少し北側の位置にある土地で、相手側への届出の受理通知書については、1月31日付で発行しております。

報告事項については、以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第16号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第16号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。それではNo. 1からNo. 2について地元委員の現地確認報告をお願いします。

川匂地区の報告について、野谷副会長、よろしくお願いします。

【委員】

No. 1からNo. 2について報告いたします。

2月16日に農業委員および事務局で、借受予定者立会いのもと、対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、川匂の宮ノ前に位置する農用地区域の農地で、面積は1,390㎡のうち225㎡です。

借受予定者から聞いた営農計画によると、借受予定地では主に露地野菜を栽培することでした。

借受予定者が町内で耕作する農地は、いずれも適切に耕作され、今後も効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われれます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、No. 3からNo. 4について地元委員の現地確認報告をお願いします。

一色地区の報告について、井上委員、よろしくお願いします。

【委員】

No. 3からNo. 4について報告いたします。

2月15日に農業委員および事務局で、借受予定者立会いのもと、対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、一色の林ノ台に位置する農用地区域の農地で、面積は780㎡です。

借受予定者は町内で初めて利用権設定を行いますが、営農計画などについて聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われれます。

なお、借受予定地では主に露地野菜を栽培することでした。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは議案第16号について、補足説明いたします。

No. 1からNo. 4については、中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

議案第16号関係資料をご覧ください。

No. 1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから5ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

No. 2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、6ページから11ページに一括方式による集積計画を添付しております。

また、位置図と公図の写しを12ページと13ページに添付しております。

利用目的としては、現在、利用権の設定を受けている農地を拡大して、露地野菜を作付けする予定となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われま。

続きまして、No. 3は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、14ページから18ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

No. 4については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、19ページから24ページに一括方式による集積計画を添付しております。

また、位置図と公図の写しを25ページと26ページに添付しております。

利用目的としては、露地野菜を作付けする予定で、新規の申請となっております。

借主については、鎌倉市で就農しており、現在借主が耕作する鎌倉市内の農地については、鎌倉市農業委員会において発行された耕作証明により、適切に耕作されていることが確認できるため、特段問題はないと思われま。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第16号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めま。

挙手全員でございます。よって、本案は「許可する」といたします。
本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時50分閉会